

**(2) 最低賃金制度**

アメリカの最低賃金制度には、連邦制度と州制度とがある。連邦制度は、1938年公正労働基準法 (Fair Labor Standards Act 1938:FLSA)によるもので、労働省雇用基準局が所掌する。州によっては連邦の制度と異なる水準を規定することがあるが、連邦の最低賃金と差違が生じる場合、労働者にとって有利な方が優先される。

2009年7月24日、米国労働省は、連邦最低賃金を7.25ドルに引き上げた。

2007年の法改正により、2007年7月24日以降5.85ドル、2008年7月24日以降6.55ドル、2009年7月24日以降7.25ドルと3年間にわたる段階的引き上げが決まっており、本年が同法改正による最後の改定となっている。

なお、近年の最低賃金額は下表のとおり。

〈表2-10〉 近年の連邦最低賃金の引き上げ時期と額

年	月日	最賃水準
1981年	1月1日	3.35ドル
1990年	4月1日	3.80ドル
1991年	4月1日	4.25ドル
1996年	10月1日	4.75ドル
1997年	9月1日	5.15ドル
2007年	7月24日	5.85ドル
2008年	7月24日	6.55ドル
2009年	7月24日	7.25ドル

資料出所 米国労働省

※1997年～2007年の約10年間は改定なし。

連邦最低賃金の適用範囲については、①州を越えて営業する企業、又は州を越えて流通する商品を製造する企業、②連邦、州、地方自治体、病院、学校、③年商50万ドル以上の事業所等となっている。管理職、専門職等は連邦最低賃金の対象から除外されている。

**(3) 労働時間制度<sup>(注5)</sup>**

連邦公正労働基準法は、週法定労働時間、割増賃金等を定めているが、労働時間の上限、休息、休日、年次有給休暇、深夜労働について規定する連邦法は存在しない。

一部の州では休日、一部産業での労働時間などに制限を課している。

以下は連邦公正労働基準法に基づく定めである。

**a 法定労働時間**

法定労働時間は週40時間とされている。

**b ホワイトカラー労働者に係る適用除外**

管理職、専門職等については、最低賃金、割増賃金及び実労働時間に関する記録保存義務の規定の適用を受けない(ホワイトカラー・エグゼンプション)。

ホワイトカラー・エグゼンプションには、「管理的エグゼンプト」、「運営職エグゼンプト」、「専門職エグゼンプト」、「外商エグゼンプト」及び「コンピュータ・技術者エグゼンプト」の5類型がある。これらに共通する主たる要件は次のとおりである。

- ① ブルーカラー労働者でないこと
- ② 週当たり455ドル以上の率で「俸給基準」により賃金支払がなされていること(ただし、これは外商エグゼンプトの要件とはなっていない)。俸給基準とは、実際に労働した日数や時間にかかわらず、あらかじめ定められた金額を支払うことをいう。

**(a) 管理職エグゼンプト(executive exempt)**

次の3つの要件を満たすこと。なお、年間賃金総額10万ドル以上の者は、①～③の要件のいずれかを満たせば足りる。

- ① 主たる職務が、当該被用者が雇用されている企業又は慣習的に認識された部署又はその下位部門の管理であること
- ② 通常的に、2人以上の被用者の労働を指揮管理していること
- ③ 被用者を採用若しくは解雇する権限を有するか、又は他の被用者の採用若しくは解雇、及び昇級、昇進その他処遇上のあらゆる変更に関して、その者の提案及び勧告に対し特別な比重が与えられていること

**(b) 運営職エグゼンプト(administrative exempt)**

次の2つの要件を満たすこと。なお、年間賃金総額10万ドル以上の者は、①又は②の要件のいずれかを満たせば足りる。

- ① 主たる職務が、使用者若しくは顧客の管理又は事

業運営全般に直接的に関連するオフィス業務若しくは非肉体的労働の履行であること

- ② 主たる職務が重要な事項に関する自由裁量及び独立した判断の行使を含むものであること

#### (c) 専門職エグゼンプト (professional exempt)

学識専門職エグゼンプト、法律業務エグゼンプト等がある。

#### c 時間外労働

使用者は、週40時間を超える労働に対して、50%の割増賃金を支払わなければならない。

なお、連邦法上、時間外労働に係る上限規制はない。

#### d 弾力的労働時間制度

26週単位及び52週単位の変形労働時間制が定められている。

### (4) 解雇規制<sup>(注6)</sup>

#### a 個人的理由に基づく解雇 (普通解雇)

コモン・ロー (判例法) 上の「随意雇用の原則 (employment at will)」により、使用者はいついかなる理由によっても労働者を解雇することができる。

ただし、人種・皮膚の色、宗教、性及び出身国を理由とする解雇 (公民権法第7条)、年齢を理由とする解雇 (年齢差別禁止法) 等は不当解雇となる。

#### b 経済的理由に基づく解雇 (整理解雇)

労働者調整・再訓練予告法 (Worker Adjustment and Retraining Notification Act 1988; WARN) により、集团的解雇について事前予告などの手続的規制が定められている。同法は、大規模な事業所閉鎖やレイオフ (以下「レイオフ等」という。) が、それにより職を失う労働者及び地域社会に与える悪影響にかんがみて1988年に制定された法律である。同法により、一定の要件に該当するレイオフ等を予定する事業主は、事前にその旨を労働者又は労働者代表に通知しなければならないとされる。WARN法を所掌するのは連邦労働省雇用訓練局である。

事前通知を義務付けられるのは、100人以上のフル

タイム労働者を雇用する事業主、又は週20時間未満就労するパートタイム労働者を含めて100人以上の労働者を週当たりの総計で (時間外労働を除き) 4,000時間以上雇用する事業主である。

事前通知が必要となるレイオフ等は、①50人以上のフルタイム労働者が雇用を喪失する事業所閉鎖、②フルタイム労働者の3分の1以上でかつ50人以上が雇用を喪失するレイオフ、及び③500人以上が30日間にわたって雇用を喪失するレイオフである。

事前通知は、レイオフ等の実施予定日の60日以上前に行わなければならない。ただし、使用者が予測不能の状況の変化によりレイオフを実施する場合等はこの限りではない。

WARN法の規定に反してレイオフ等が行われた場合、労働者は賃金 (バックペイ) の支払いを、連邦地方裁判所 (U.S. District Court) に求めることができる。

### (5) 出産休暇及び育児休暇制度

「家族及び医療休暇法」 (The Family and Medical Leave Act (FMLA)) に基づき取得できる12週間の休暇の理由の一つとして、家族の介護や本人の療養とともに育児が位置付けられている。

育児については、子の誕生から1年以内に取得することとされており、取得期間の分割、時間単位での取得が可能であるなど柔軟な仕組みとなっている。

なお、休業給付はない。

## 4 労使関係施策

### (1) 労使団体

#### a 労働組合員数及び組織率

労働組合員数は2005年に微増、2006年に減少した後、2007年は現行の統計が開始された1983年以後最大の増加を見た。組織率は1983年に20.1%であったが、年々低下傾向にあり、2008年は12.4%となった。

〈表2-11〉米国の労働組合組織率

年	(千人、%)					
	2007			2008		
	被用者 数計	組合 員数	組織率	被用者 数計	組合 員数	組織率
計	129,767	15,670	12.1	129,377	16,098	12.4
男	67,468	8,767	13.0	66,846	8,938	13.4
女	62,299	6,903	11.1	62,532	7,160	11.4
白	105,515	12,487	11.8	105,052	12,863	12.2
黒	15,177	2,165	14.3	15,030	2,178	14.5
フルタイム労働者	107,339	14,201	13.2	106,648	14,561	13.7
パートタイム労働者	22,172	1,437	6.5	22,497	1,505	6.7
職種別・産業別						
管理・専門的	44,547	5,853	13.1	45,538	6,110	13.4
鉱業	705	66	9.3	776	54	6.9
建設業	8,561	1,193	13.9	7,652	1,195	15.6
製造業	15,341	1,734	11.3	15,131	1,723	11.4
卸売・小売業	18,896	990	5.2	18,622	976	5.2
運輸、電気・ガス・水道業	5,488	1,211	22.1	5,544	1,231	22.2
情報産業	3,211	389	12.1	3,056	388	12.7
金融・その他	8,858	174	2.0	8,654	157	1.8
専門的・事業向けサービス	12,022	290	2.4	11,967	253	2.1
教育・健康産業	18,120	1,591	8.8	18,841	1,723	9.1
公務	21,053	7,557	35.9	21,305	7,832	36.8
連邦政府	3,423	916	26.8	3,542	994	28.1
州政府	6,384	1,943	30.4	6,176	1,955	31.6
地方政府	11,246	4,698	41.8	11,586	4,884	42.2

資料出所 連邦労働省労働統計局(BLS)ホームページ

## b 労働者団体

アメリカの主なナショナルセンターに、AFL-CIO(アメリカ労働総同盟産別会議)<sup>(注7)</sup>がある。AFL-CIOは、アメリカ労働組合唯一のナショナルセンターであったが、2005年にサービス業被用者国際労働組合(SEIU;組合員数180万人)をはじめとする複数の産業別労働組合が「勝利のための変革連合(“Change to win” coalition: CWC)」<sup>(注8)</sup>を立ち上げ、AFL-CIOを脱退している。

## c 使用者団体

アメリカの使用者団体の全国組織は、労使関係に大きな影響を及ぼすというよりも、もっぱら議会に対するロビー活動が主な活動となっている。これは、アメリカでは団体交渉が主に企業もしくは地域レベルで行われているためである。アメリカの使用者団体の主要組織として、世界最大の全米商工会議所(U.S. Chamber of Commerce)がある。

## (2) 労働争議の発生件数等

労働争議(参加人数1,000人以上)の発生状況に関しては、争議件数が20件前後で推移している。参加人員は2004年まで増加したものの、その後は減少し、2006年は7万人であったが、2007年は自動車労組が大規模ストライキを行ったほか、脚本家組合が11月以後長期のストライキを行った(2008年2月に終結)ことから、約19万人となった。

〈表2-12〉米国の労働争議件数等の推移

年	(件、千人、千人日)									
	1985	1990	1995	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008
争議件数	54	44	31	39	14	17	22	20	21	15
参加人員	324	185	192	394	129	171	100	70	189	72
労働損失日数	7,079	5,926	5,771	20,419	4,091	3,344	1,736	2,688	1,265	1,954

資料出所 連邦労働省労働統計局(BLS)ホームページ

(注) 1,000人未満のストライキを除く。

## 5 労働施策をめぐる最近の動向

### (1) 労働組合の組織化に関する法案審議

労働組合を支持基盤の一つとする民主党が優勢な米議会においては、労働組合の組織化を容易にすることを旨とした労働者自由選択法案(法案番号:上院S.560,下院H.R.1409)が2009年3月に議会に提出された。

労働者自由選択法案は、組合結成要件に関して、現状が労働者の3割の署名とNLRB<sup>(注9)</sup>実施の無記名選挙(労働者の5割)、もしくは労働者の5割の署名と使用者の自発的承認が必要なのに対し、労働者の5割の署名を得れば、NLRB選挙を経ずに<sup>(注10)</sup>、かつ使用者の承認の如何に関わらず成立することができるとしている。

また、労組結成後の協約締結に関して、現状が使用者側には協約締結で合意に至る義務はない(労組を結成しても無協約のままでは意義が薄い)のに対し、労組結成後90日以内に協約締結に至らない場合、労使いずれからもFMCS<sup>(注11)</sup>に調停の申立てが可能となり、更に、調停開始後30日以内に合意に達しない場合には拘束力のある仲裁に付され、仲裁結果は2年間の効力を有することとしている。

なお、罰則として、現状が解雇又は差別によるバックペイの支払い(逸失賃金相当額)により違反したほうが得と考える使用者があるとの指摘があるのに対し、同法案は①使用者による解雇、差別、妨害活動がある場

合、NLRBは裁判所に停止命令を求めなければならない、②解雇又は差別によるバックペイを3倍に引き上げる、③使用者が権利侵害を故意に繰り返し行った場合の罰金を設定(最高2万ドル)することが可能となる、としている。

同法案については2009年10月現在、成立に向けての見通しは立っていない。

## (2) 金融危機に対応した雇用対策

### a 米国再生・再投資法

2009年2月17日に成立した「米国再生・再投資法(American Recovery and Reinvestment Act of 2009)(以下「再生法」という。)」について同月24日、オバマ大統領は米議会で演説し、「同法では、2年間で350万人の雇用を維持・創出する」等と述べた。

総額7,872億ドルの同法は、減税など家計や企業への所得移転と、インフラ整備など政府による直接の支出からなる。

2009年5月27日、再生法成立から100日が経過したオバマ政権は、再生法による100の具体的な事業例をまとめたレポートを公表し、各州・市における公共工事の個別事例の積み上げを踏まえて、景気対策の効果で15万人の雇用が維持もしくは創出されたとした。

しかし、それまでの事業内容から判断すれば、オバマ政権が主張する雇用効果のほとんどは純粋な雇用創出というよりも、放置すれば雇用が削減される可能性のあった州・地方政府の雇用削減を食い止めたという面が強い。

2009年6月8日、オバマ政権は次の100日間で再生法の早期実施を通じて60万人の雇用を維持、創出するとの計画を発表した。計画では、

- (a) 50州および8準州内1,129の保健所において約300,000人の患者に対する広範なサービスを提供—保健福祉省
- (b) 107の国立公園における雇用を創出—内務省
- (c) 国内98の空港および1,500以上の高速道路区域において復旧/改善プロジェクト向けの雇用を創出—運輸省
- (d) 教師、校長、支援スタッフを含む135,000の教育関連職に資金を供出—教育省

- (e) 38州内90の退役軍人医療センターの整備改善に着手—復員軍人省
- (f) 約5,000人の法執行官を新たに雇用または雇用維持—司法省
- (g) 農村部に200の上下水道システムを新規建設—農務省
- (h) 全国浄化優先順位表上の20のスーパーファンド用地における清掃作業の開始もしくは促進—環境保護局
- (i) 夏期に若年層を対象とする125,000の雇用を創出—労働省
- (j) 国内359の軍事施設において2,300の建設/復旧プロジェクトを開始—国防総省等、優先的な10のプロジェクトを挙げている。

### b 経済対策の雇用創出実績

2009年10月時点において、公式に発表されている雇用創出実績は28万人程度である。

詳細は(a)～(e)のとおり。

- (a) 2009年2月に施行された再生法(ARRA)に基づく経済対策は、州政府や政府調達業者(受取額25,000ドル以上の元請及び下請)など経済対策資金の受け手は、四半期ごとにその雇用創出効果を政府に報告する定めとなっている。
- (b) これに基づき、現時点では州政府教育予算補助及び政府調達契約の2分野に係る雇用創出実績が公式発表されている。
- (c) 州政府教育予算補助(予算額486億ドル)は、「州財政安定基金」の予算項目における連邦教育省の施策。大統領府の国内政策委員会(Domestic Policy Council)が雇用創出実績を取りまとめ、10月19日に発表した。これによれば、公立小・中・高等学校及び高等教育機関(大学等)の校長、教員、職員を合わせ、合計で約25万人分の雇用維持・雇用創出が行われたとされている。この数値は各州からの報告数を取りまとめたもので、予算補助が無ければ解雇された可能性がある人数と、新規雇い入れ数との合計。
- (d) 労働省統計局によれば、公教育分野における2009年9月の雇用者数は、州政府が前年同期比1.4%減、地方政府が1.1%の減に留まっている。(非

農業雇用者数全体では前年同期比4.2%の減。)

(e) 公共工事等の政府調達分野では、業者から報告のあった雇用創出実績の合計が経済対策の政府公式ウェブサイトにて発表されている。これによれば、約9,000社の業者からの報告合計は約3万人。公共工事の支出は当初見込みほど進捗しておらず、2009年10月時点で明らかになっている雇用創出実績はごく初期の一部の数値にとどまっている。

### c 今後の見通し

景気刺激策による雇用創出はオバマ政権の優先課題の1つであるが、実際に支出された額が未だ低位に留まっていることもあり、一連の施策による雇用創出・維持効果は一定のものに留まっている。

オバマ政権は景気刺激策の検討当時、当該施策によって約350万の雇用を維持・創出し、その結果2009年第3四半期の失業率(7.9%)をピークに雇用情勢は好転するとの見通しを表明してきた。

しかしながら、雇用統計上は依然としてほぼ全ての産業分野で雇用喪失が続くなど景気刺激策の効果を実感できる材料に乏しく、共和党から批判が出ているほか、追加的な景気刺激策を求める声も間断なく上がっており、政権は巨額の財政赤字との間で苦しい選択を迫られている。

- (注1) コミュニティ・カレッジとは、州及び地域により設立・運営されている2年制の高等教育機関で、日本でいう短大に相当する。ハイテク産業、マスコミ、ファッション、アート、旅行業、ホテル、映画・テレビ、美容、スポーツなどの分野で実践的なプログラムを数多く提供している。一般的に学費が安く、1クラスあたりの学生数が少なく、学生に対してきめ細かい指導を提供しているといわれる。アメリカの職業能力開発に大きな役割を果たしている。
- (注2) 1ドル=103.36円(2008年、内閣府経済財政分析統括官付海外担当「海外経済データ」期中平均)

- (注3) 短時間労働者も広く含まれる米国制度  
米国の制度は短時間・短時間の労働を行う者も広く対象としている。例えばケンタッキー州では、過去5四半期のうち直近を除く4四半期において、①いずれかの四半期に750ドルの給与があり、②4つの四半期の給与合計が「①」の1.5倍の額を超えており、③「①」以外の3つの四半期の給与合計が750ドル以上であり、④後半の2つの四半期の給与合計が週当たり失業保険給付額の8倍以上である、との受給要件を課しているが、この条件下では、例えば過去1年間で2,000ドル程度しか収入のない者でも対象となり得る(2009年4月時点)。
- (注4) 20名未満の企業に対しては、39州+DCが「mini COBRA」を提供している。
- (注5) 労働政策研究・研修機構(2005)『諸外国のホワイトカラー労働者に係る労働時間法制に関する調査研究(労働政策研究報告書No.36)』p10~17、p25~42参照
- (注6) 労働政策研究・研修機構(2005)『諸外国の労働契約法制に関する調査研究(労働政策研究報告書No.39)』p320~330、中窪裕也(1995)『アメリカ労働法』弘文堂p274~282、マック・A・プレイヤー著・井口博訳(1997)『アメリカ雇用差別禁止法』木鐸社p27~46参照
- (注7) AFL-CIO(アメリカ労働総同盟産別会議)は、アメリカにおける最大の労働組合の全国中央組織(ナショナルセンター)。職業別組合方式を目指すAFL(アメリカ労働総同盟)と、産業別組合方式を進めるCIO(産業別組織会議)が歩み寄り、1955年に合併し発足。組合員数は、約840万人。1995年にスウィニー氏が会長に就任、2009年9月の定期大会でリチャード・トラムカ書記長が次期会長に選出された。
- (注8) 「勝利のための変革連合」は、2005年6月にAFL-CIO傘下の5つの産業別労働組合により結成。その後、2つの産業別労働組合が合流。後に、組織名称をCTW(Change to Win)と変更しているが、この原稿では結成当初の名称で標記を統一している。組合員数は、約600万人
- (注9) NLRB: National Labor Relations Board(全国労使関係局)
- (注10) NLRB選挙は、一般的に労組結成にとって不利とされる。その理由としては、委任状の提出から組合承認選挙まで約6週間程度の間隔を置き、その選挙期間中の運動により、会社側は一度委任状を提出した従業員に対して翻意を促すこともでき、また従業員側も十分再考することが可能であることが挙げられる。
- (注11) FMCS: Federal Mediation and Conciliation Service(連邦斡旋調停局)